

# 令和3年度成長分野人材確保・育成事業費補助金

## 募集要項

○応募受付期間（必着） 令和3年9月15日（水）～  
令和3年9月29日（水）

○応募書類の提出先 長崎県産業労働部 雇用労働政策課  
産業人材対策班  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
TEL 095(895)2711 / FAX 095(895)2582

○応募書類の提出方法 持参もしくは郵送

○事前相談 申請書作成等にあたっての事前相談は、新型コロナウイルス感染症対策のため、原則として電話又はメールでお願いします。

TEL 095(895)2711  
メール s05460@pref.nagasaki.lg.jp

※募集要項は、下記のホームページからダウンロードできますので、  
ご利用ください。（長崎県 産業労働部 雇用労働政策課ホームページ）  
<http://www.pref.nagasaki.jp/section/koyo/index.html>

長崎県産業労働部 雇用労働政策課

## 1. 事業の目的

本県の成長分野産業である半導体関連産業及び情報関連産業企業における、労働者の新規雇用に伴う人材育成に必要な経費を支援することにより、成長分野の人材確保と県内への定着を図ります。

## 2. 補助対象事業及び補助対象事業者

補助対象者の要件は、次の①～④を全て満たすことです。

- ① 県内で下記表に掲げる対象事業を営む者、又はその者に対して労働者派遣事業を営む者で、1年以上の事業実績を持つ事業者であること。
- ② 県内に本店若しくは主たる事業所を有すること。
- ③ 対象労働者を令和3年4月1日以降、新たに雇入れ若しくは県外の事業所から県内事業所へ配置転換を実施する事業主であること。
- ④ 対象労働者を雇入れ後、職務の遂行に必要な技能・知識の向上を図るための一定期間の研修・訓練を行うこと。

### 【対象事業及び補助対象事業者】

対象事業	対象事業者	対象職種（例）
(1)半導体関連	①半導体製造、半導体材料製造及び半導体製造装置製造など半導体関連事業を行う事業者 ②半導体関連事業所に、製造等に関する技術者の人材派遣を行う事業者	① 半導体製品製造工 ② 半導体製造装置製造工 ③ ウエハー製造工 ④ その他知事が認めるもの
(2)情報産業関連	①情報処理サービス、ソフトウェアの開発、保守など情報産業に関する事業を行う事業者 ②県内の情報産業関連事業所に、技術者の人材派遣を行う事業者	① システム設計技術者 ② ソフトウェア開発技術者 ③ システム運用管理者 ④ 通信ネットワーク技術者 ⑤ その他の情報処理・通信技術者 ⑥ その他知事が認めるもの

### 3. 補助対象経費等

#### (1) 補助対象経費

補助金交付の対象となる経費は、対象事業を行うために必要な経費のうち、以下の一覧に掲げる経費です。

#### 【 補助対象経費一覧 】

経費区分	内容
① 新規雇用者人件費	○新規雇用者の研修・訓練期間中の人件費 ・補助対象とする研修・訓練期間は最大3ヶ月を上限とする。 ・職務の遂行に必要となる技能・知識の向上を図るために必要なOJT又はOFF-JT等の研修・訓練であること。 ・人件費＝基本給＋各種手当(※)＋社会保険料＋雇用保険料 ※福利厚生目的の各種手当のうち、食事手当等は除く ※雇入れた日から6か月経過した時点、かつ実績報告時点で離職していないこと。
② 研修等実施費用	○外部研修等の受講料 ○社内研修等の外部講師に対する謝金 ※旅費（交通費、宿泊費等）は対象外
③ その他	○その他、事業の実施に知事が必要と認めるもの

※ 対象労働者（新規雇用者）は、次の①～⑥の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 雇用開始日において県内に居住する者、又は研修・訓練実施後の配属時に県内に居住する者。
- ② 対象事業を営む事業者の県内事業所に勤務する者、又は研修・訓練実施後に配属予定（県外から県内への異動を含む）の者。
- ③ 令和3年3月新規学卒者でない者。
- ④ 雇入れ事業主との関係において、雇入れ日の前日から過去1年間に雇用、請負、委任、出向、派遣の関係により当該雇入れ事業主において就労したことがない者、又は職場適応訓練（短期の職場適応訓練を除く）を受けたことがない者。
- ⑤ 雇入れ事業主の事業所の代表者又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族）でない者。
- ⑥ 1週間の所定労働時間が20時間以上かつ雇用保険に加入していること。

#### ○経費の支払について

補助対象経費については、事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限りします。

また、支払の事実を確認するため、実績報告時に対象労働者の雇い入れを証明する書類の写し（労働契約書、雇入通知書等）、出勤状況及び賃金等の支払状況を明らかにする書類の写し等の証拠書類の写しを提出する必要があります。

支払方法は、金融機関からの振込を原則とします。

#### ○留意事項

以下の経費は、補助対象になりません。

- ・ 振込等手数料（代引手数料を含む）、キャンセルに係る取引手数料等
- ・ 公租公課（消費税及び地方消費税等）
- ・ 補助対象事業に直接関係のない経費
- ・ 領収書等の必要な経理書類を用意できないもの
- ・ 自社内部の取引によるもの
- ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

また、対象経費に関して、別途、国、県又はこれらの関係団体からの補助金等の活用を予定されている方は、事前にご相談ください。（併用できない場合があります）

### 4. 補助率及び補助額

補助率	補助金額
2分の1以内	上限：500万円 下限：50万円

### 5. 事業実施期間

原則として、交付決定日後から令和4年3月31日までとします。

#### ○ 事前着手の特例

補助対象事業は、原則として交付決定日以降に着手しなければなりません。やむをえない場合には、交付申請書と併せて事前着手届出書を提出することで、申請日以降発生した経費についても補助対象経費とすることができます。

## 6. 申請手続き等

### (1) 交付申請書類提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
長崎県産業労働部 雇用労働政策課 産業人材対策班

### (2) 事前相談

交付申請書作成等についての事前相談を希望される場合は、原則として電話又はメールでのご相談をお願いします。

#### 【お問い合わせ先】

長崎県産業労働部 雇用労働政策課 産業人材対策班（担当：森田、伊東）  
TEL：095（895）2711  
メール：s05460@pref.nagasaki.lg.jp

### (3) 申請受付期限

令和3年9月29日（水）17時必着

### (4) 提出書類

- ① 補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 県税に未納がないことを証明する納税証明書
- ④ 法人税、消費税及び地方消費税に未納税額のないことを証明する納税証明書
- ⑤ 法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書
- ⑥ 暴力団の排除等に関する誓約書（様式第3号）

※ ③及び④の納税証明書については、「新型コロナウイルス感染症に伴い、徴収猶予を受けていることが分かる書類」（「徴収猶予許可通知書」など）に替えることができます。

※ 上記のほか、必要に応じて追加資料等の提出をお願いすることがあります。

### (5) 提出部数 1部

※ 書類は、原則としてA4サイズで統一し、左上1箇所クリップ止めしてください。（ホッチキス止めは不可）

※ 提出書類に不備等がある場合は審査の対象となりませんので、すべての項目にもれなくご記入ください。

※ ご提出いただいた書類は、原則返却いたしません。

## (6) 審査方法

提出書類について、審査委員会の意見を聞いたうえで、予算の範囲内で採否を決定します。応募多数の場合、減額して採択を行うこともございます。審査の経過は公表いたしません。審査結果は、文書にて通知します。

## 7. 公募のスケジュール

令和3年9月15日(水)	公募開始
令和3年9月29日(水)	受付締切
令和3年10月上旬	審査、交付決定

## 8. 公表

採択された企業名等を県ホームページ等で公表する場合があります。

## 9. その他

### (1) 実績報告

事業の完了した日から令和4年3月31日までに、実績報告書を提出しなければなりません。

### (2) 事業成果等の確認

採択後の2年間、事業成果等の調査を行います。事業成果等に関する県の調査に応じていただくことが採択の条件となりますので、あらかじめご承知おきください。

### (3) 県補助事業の経理

県補助金に係る収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後、翌年度から5年間保存しなければなりません。

※令和3年度事業の場合、令和4年度～令和8年度までの5年間、関係書類の保存が必要です。

### 【お問い合わせ先】

長崎県産業労働部 雇用労働政策課 産業人材対策班(担当:森田、伊東)  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
TEL 095(895)2711 FAX 095(895)2582  
Email s05460@pref.nagasaki.lg.jp